

PP(プロトタイプ・プロダクト)の貸出利用についてのレンタル約款

第1条(総則)

1. 借入者(以下甲という)と貸出者(以下乙という)との間のレンタルプロトタイプ・プロダクト(以下PPという)の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または取り決め等による特約がない時は、以下の条文の規定を適用する。

第2条(レンタル期間)

1. レンタル期間は、レンタルPPが甲の指定する場所に到着した日をレンタル開始日時とし、甲がレンタル物件を乙の指定する場所に返還した日時をレンタル終了とする。

第3条(レンタル契約の延長)

1. レンタル終了前までに、甲から延長するレンタル期間を定めて、レンタル期間の延長の申込みがあった場合、甲にレンタル契約の条項に違反のない限りで、その他別の利用が予定されていない場合に、乙はこの申込みを承諾するものとし、以後繰り返し延長する時も同様とする。

第4条(レンタル料金)

1. 甲は乙に対して、次の算式により算出されたレンタル料金を別に定める方法にて支払うものとする。
2. レンタル料金は、1日を基本料金とし、1日以上レンタル料金については、別途割引率を定めるものとし、諸般の事情により変更できるものとする。
3. レンタル期間延長時のレンタル料金を算出する際の割引率は、総レンタル期間(既使用期間+延長期間)に応じた割引率とする。
4. レンタル期間を短縮した場合のレンタル料金を算出する際の割引率は、レンタル開始時からレンタル終了時までに応じた割引率とする。

第5条(PPの引渡し・返還の費用負担)

1. PPの引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、甲の負担とする。
2. 運送費等の諸費用は、乙が別途定める料金によるものとする。
3. 運送費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払時に、乙が定める費用を全額支払うものとする。

第6条(担保責任)

1. 乙は甲に対して、引渡し時においてPPが正常な性能を備えていることのみを担保し、PPの商品性または甲の使用目的への適合性については担保しない。
2. 甲が乙に対して、PPの引渡しを受けた後2日以内にPPの性能の欠陥につき、通知をしなかった場合は、PPは正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものとみなす。

第7条(物件の使用・保管)

1. 甲はPPを引渡しの設置場所において本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用する。2. 甲はPPの使用、保管に必要な消耗品、費用を負担する。

第8条(禁止行為)

1. 甲は乙の書面による承諾なしに次の各号の行為を行うことはできない。
 - i. PPを引渡し時の設置場所から移動すること。
 - ii. PPを日本国外へ持ち出すこと。但し書面による日本国外への持ち出し承諾を得た場合、甲が輸出者として日本および輸出関連諸国の輸出法規に従って輸出を行うものとする。
 - iii. PPについて譲渡、質入等の処分行為をすること。
 - iv. PPを転貸する等第三者に使用させること。
 - v. PPに貼付された乙の所有権の表示等を取り外すこと。
 - vi. PPの改造等引渡しの時の現状を変更すること。

第9条(保険)

1. 乙は、PPについて動産総合保険を別に定めるところにより対応する。
2. PPに保険事故が発生した場合は、甲は直ちにそのむねを乙に通知するとともに、乙の保険金受取りに協力するものとする。

第10条(失権及び期限の利益の喪失)

1. 甲が次の各号の一つに該当することが発生した時には、レンタル契約は直ちに終了するとともに、甲は乙に対して、レンタル物件を返還し、かつ、未払いレンタル料、その他レンタル以外に基づく金銭債務全額を直ちに支払わなければならない。ただし、乙の甲に対する損害賠償の請求は妨げられない。
 - i. 甲がレンタル料の支払を1回でも遅延した時、その他レンタル契約の各条項に違反した時。
 - ii. 甲が支払を停止し、または手形交換所の不渡処分を受けた時。
 - iii. 甲が整理、民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算の開始の申し立てをし、又は、申し立てを受けたとき。
 - iv. 甲が事業の休廃止・解散した時、その他信用を喪失した時。
 - v. 甲が差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売等の申し立てを受けた時。
 - vi. 甲の営業が引続き不振であり、また、甲の営業の継続が困難であると乙が認めた時。

第11条(物件の滅失・毀損)

1. 甲の責めによる事由に基づきPPを滅失(修理不能・所有権の侵害を含む)、毀損(所有権の侵害を含む)した時は、甲は乙に対して代替物件(新品)の購入代価相当額またはPPの修理代を支払うものとする。

第12条(物件返還遅延損害金)

1. 甲が乙に対して、物件の返還を遅延した時は、甲は契約したレンタル終了日の翌日から返還日まで、当初契約した基本料金相当の遅延損害金を支払うものとする。なお、1日以内の日数が発生した時はその端数を切り上げ1日とみなし、時間割計算は行わない。

第13条(支払遅延損害金)

1. 甲がレンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、甲は乙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第14条(管轄裁判所)

1. 甲および乙は、本約款に関するすべての訴訟については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

付則)

1. 約款雛形の利用において、乙は自身の責任において契約書類として約款を定め、甲と合意のうえ契約を結ぶこととする。
2. title and publicity及びsmile designは乙、甲との契約について一切関知しないことと、如何なる責任や保証を負わないものとする。
3. 付則2項を了承のうえにおいて、本約款雛形の複写・改訂使用を認めることとする。
4. 甲は、乙との契約承認を本契約書とPP受領にて完了するものとし、受領時に確認することと契約に相違がある場合速やかに乙へ連絡をすること。乙への特段の連絡無き場合は、契約に依存無きこととする。

乙氏名

発行 年 月 日

甲氏名

甲連絡先

捺印

- -